

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## ～ 令和2年度の保険料等について ～

### ■ 7月に保険料額をお知らせします ■

令和2年度の保険料につきましては、7月に個別にお知らせします。

《保険料の計算方法》

<b>均等割</b> 【1人当たり保険料】 <b>52,048円</b>	+	<b>所得割</b> 【本人の所得に応じた額】 (令和元年中の所得－33万円) × <b>10.98%</b>	=	<b>1年間の保険料</b> <b>【限度額64万円】</b> (100円未満切捨)
--	---	--	---	--

- 1年間の保険料の上限額は64万円です。
- 所得の少ない人は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。

口座振替を希望される方は、お住まいの役場担当窓口へお問い合わせください。

ただし、次のいずれかに当てはまる方は、「年金からのお支払い」ができないため、「納入通知書」や「口座振替」により納めていただきます。

- ◆ 介護保険料が年金から引かれていない方（年金額が年額18万円未満の方）
- ◆ 介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が引かれている年金の受給額の半分以上を超える方

※保険料のお支払いが困難な場合は奥尻町役場・税務国保課国保年金係へご相談ください。

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免を受けられる場合があります。

### ■ ジェネリック医薬品の利用について ■

- 医療機関で処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）があります。
  - ジェネリック医薬品の処方を希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の窓口に「希望カード」を提示することによりお願いすることができます。
- 「希望カード」が必要な方は奥尻町役場・税務国保課国保年金係までお問い合わせください。

#### ◆ 効き目・安全性について

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。※ご希望される場合は、必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう。

#### ◆ 価格について

ジェネリック医薬品を利用すると、お薬代が安くなります。薬によって異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。

#### お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階

【電話】011-290-5601

奥尻町役場 税務国保課国保年金係

【電話】01397-2-3406